

## 【アメリカ】立法府歳出予算法成立

2010 年度立法府歳出予算法は、2009 年 10 月 1 日に、大統領の署名を経て成立した (P.L.111-68)。歳出予算の総額は 46 億 5603 万ドルで、2009 年度の総額と比較すると、3.5% の増加となっている。内訳は、下院が 13 億 6903 万ドル、上院が 9 億 2616 万ドル、議会図書館 6 億 4334 万ドル、会計検査院 5 億 5685 万ドル、政府印刷局 1 億 4746 万ドル、議会予算局 4517 万ドル、議会警察 3 億 2832 万ドル、議会営繕部 6 億 159 万ドル、となっている。立法府歳出予算法は 12 本の歳出予算法の中で最も早く成立した。このため、10 月 1 日から始まる 2010 会計年度の他の政府機関の暫定予算法も盛り込まれて、併せて成立した。暫定予算法は、2010 年度歳出予算法が成立するまで、2009 年度予算と同額の予算を認めるものであるが、退役軍人向け予算など一部の予算は 2009 年度の予算額より積み増しされた。

(海外立法情報調査室・廣瀬 淳子)

## 【アメリカ】ACORN資金停止法案の合憲性に関する連邦議会調査局(CRS)の見解

共同社会組織即時改革協会(ACORN)が、有権者登録支援活動の際、不正行為を行ったという不祥事を受け、下院は 9 月 17 日、2009 年学生助成及び財政責任法(H.R.3221)に ACORN 資金停止法を追加修正して通過させた。各種の選挙関係法違反で起訴されたこと、ロビー活動の非開示を理由に州に会社登記を取り消された又は連邦若しくは州の登録機関に対し不正書類を提出したことがある団体に、連邦契約受託又は連邦補助金受領を禁止する内容である。選挙法違反で起訴された個人と雇用関係又は代理関係にある団体に対しても適用される。適用団体は二度と連邦契約を受注、連邦補助金を受領できない。上院でも同様の条項が、2010 会計年度内務歳出予算法案(H.R.2996)の修正案として可決された。共和党は ACORN への連邦補助をすべて打ち切る内容の ACORN 資金停止法(H.R.3571, S.1687)を両院に再提出している。連邦議会調査局(CRS)は下院の要請で、これら法案が合衆国憲法第 1 編第 9 項 3 節「私権剥奪法制定の禁止条項」に違反するかを調査し、9 月 22 日付で報告書(<http://big.assets.huffingtonpost.com/DefundACORNAct.pdf>)をまとめ、1 人でも従業員が問題行為を犯せば、全組織が連座して補助金が停止されるという点に、違憲の疑いがあるとしている。

(海外立法情報課・井樋 三枝子)

## 【EU】農薬規制に関する 2 つの農薬法案を採択

欧州連合 (EU) の閣僚理事会は、2009 年 9 月 24 日に有毒な農薬の使用禁止に関する 2 法案を採択した (共同決定手続き 2006/132/COD、2006/136/COD)。既存の閣僚理事会指令を廃し (79/117/EEC 及び 91/414/EEC)、農薬市場認可のより厳しい条件を定める新規則、及び、農薬の持続可能な使用に関する枠組み指令の 2 つである。これらは 2006 年 7 月に提案され、健康や環境、農業生産、食料価格などへの影響をめぐって、長い論議の末に、一部の反対を押し切って妥協が図られ、2009 年 1 月 13 日に欧州議会第 2 読会にて承認されていたものである。前者は、EU レベルで高毒性物質の厳格な禁止基準を定め、有効成分の承認と農薬の認可の手続きを簡素化するもの。後者は、健康や環境に対する農薬使用の影響を低減し、農薬依存から統合害虫管理や代替手段を導入することを奨励するために、量的目標、対象、措置、予定表などの行動計画を策定することを構成国に求めている。

る。なお、農薬空中散布は原則禁止となる。

(海外立法情報調査室・植月 献二)

## 【EU】玩具の安全性に関する指令の制定

欧州連合（EU）は、共同体の域内における自由な物資の移動に際して玩具の安全性についてのルールを定める欧州議会・閣僚理事会指令を 2009 年 6 月 30 日に公布した（L170 Vol.52 2009/48/EC）。これは、1988 年に制定した玩具の安全性に関する閣僚理事会指令 88/378/EEC を置き換えるものであり、特定化学物質、香料、および、聴力障害に関する危険に対しより厳しく包括的な規制を行うよう各構成国に要請している。玩具は 14 歳未満を対象として製作されたものを想定し、祭りの装飾品、精密模型や民俗人形、模造銃器、スポーツ用品などはこれに含めず、公園遊具、自動機械遊具などもこれに含めていない。指令は市場監視の強化を求めており、これは、市場監視と安全性マークに関する欧州議会・閣僚理事会の枠組み指令（765/2008CE）の最初の適用事例となった。（関係記事：萩原愛一「【EU】玩具の安全性に関する新しい指令の採択」『外国の立法』No.238-2）

(海外立法情報調査室・植月 献二)

## 【EU】高資格の外国人労働者に EU ブルーカードの導入

欧州連合（EU）は、各構成国に EU ブルーカード所持者として 3 か月を超えて滞在する第 3 国国民及びその家族の入国及び滞在条件、並びに、当初の滞在国以外の構成国における諸条件を定める閣僚理事会指令を 2009 年 6 月 18 日に公布した（L155 Vol.52 2009/50/EC）。EU ブルーカードとは、EU 域外の高度の技術を有する労働者に与えられるもので、これにより、カード発行国の国民と同等の労働条件や多くの権利を受けることができ、在留・就労許可も迅速な手続きのもとに行なわれる。有効期間は基本的に 1 年から 4 年で、更新も可能であるが、より短期の場合もありうる。指令はブルーカード申請者に対する EU における共通の基準を定めるものであり、各構成国はこれを 2 年以内に国内法化しなければならない。一方、この指令とは別に、EU は、不法移民の雇用を防ぐため、違反者に対する制裁及び措置の最低基準を定める欧州議会・閣僚理事会指令を 2009 年 6 月 30 日に公布している（L168 Vol.52 2009/52/EC）。

(海外立法情報調査室・植月 献二)

## 【ドイツ】犯罪被害者等の権利を強化する法律の制定

2009 年 7 月 31 日、刑事手続における犯罪被害者及び証人の権利を強化する法律（被害者の権利に関する第二次改革法）が公布され、10 月 1 日施行された。2004 年の同第一次改革法に続き、被害者等の権利の一層の強化を図るものである。主な内容は次のとおりである。①検察官の公訴に付随して被害者等が犯人の処罰を求める付随私訴について、犯罪が重大な結果をもたらした等により被害者の利益の実現に必要な場合は、すべての犯罪について提起する可能性が開かれた。その場合に無償で弁護人を依頼できる者を重大な傷害やストーキング等の被害者にも拡大した。さらに犯罪被害者補償法による請求権の告知等、犯罪被害者に対する官庁の情報提供義務も拡大された。②証人（同時に被害者である場合も多い）については、自己の住所を申述しなくてよい場合が拡大され、弁護士に補佐人を依頼する権利等も定められた。③年少の被害者及び証人について

は、関係法令における保護年齢の上限が従来の 16 歳から 18 歳に引き上げられた。

(海外立法情報課・山口 和人)

### 【ドイツ】 第 43 次刑法改正—捜査に協力した犯罪者の減刑

2009 年 7 月 31 日に公布、9 月 1 日に施行された刑法典の第 43 次改正法律において、情報の提供により犯罪事実の解明や犯罪行為の防止に協力した犯罪者の刑を裁判所が軽くすることができる旨を規定する第 46b 条が新設された。従来は、刑法第 46 条第 2 項の量刑に関する規定により犯行後の行為者の態度が量刑の要素として考慮されるにすぎなかったが、潜在的に犯罪捜査に協力する用意のある行為者に対しては、さらに大きな動機づけを行う必要があるとの理由による。新たな規定では、中程度の又は重大な犯罪を犯した者が、重大犯罪の解明に実質的に寄与する事実又はこれを阻止することのできる事実に関する知識を開示した場合には、裁判所はその者の刑を減輕又は免除することができる。ただし、謀殺罪のように無期自由刑のみが規定されている場合は、刑の下限は 10 年の自由刑にとどめられ、刑を免除することができるのは、法定刑に無期自由刑がなく、かつ行為者が減刑がない場合でも 3 年を超える自由刑には処せられなかったであろう場合に限られる。

(海外立法情報課・山口 和人)

### 【ドイツ】 刑事訴訟における「合意」を容認する刑訴法改正

ドイツの刑事訴訟においては、当事者の合意によって訴訟を終了させる制度がこれまでなかったが、2009 年 8 月 3 日、裁判所が適切な事例において、被告人が自白し、手続を短縮させた場合に、被告人に寛大な刑を言い渡すことができること等を内容とする刑訴法等の法律の改正法が公布され、8 月 4 日施行された。このような取扱いはすでに刑事手続において事実上過去 20 年以上にわたり行われており、連邦通常裁判所も、合意の透明性と、刑罰が罪責に対して適正な範囲にとどまることを条件にそのような取扱いを是認したが、同時に、これを法律で規定することを立法者に対して求めた。この要請を受けて行われた今回の改正で新設された刑訴法第 257c 条は、合意において許容される内容、合意の成立及びその効果等について規定する。裁判所は、可能な合意の内容を公表するが、その際、事案のあらゆる状況及び一般的な刑の量定を自由に評価して刑の上限及び下限をも設定することができる。裁判所の提案に被告人及び検察官が同意した場合に合意が成立する。

(海外立法情報課・山口 和人)

### 【ロシア】 連邦構成主体首長候補者の提案期間の短縮

2009 年 4 月 28 日に公布された大統領令第 441 号により、連邦構成主体首長（以下、「首長」という）の選出に関して、首長候補者の提案を大統領に対して行うことができるのは、当該連邦構成主体の議会選挙で最大票数を得た政党とされ、政党による候補者の提案は、首長の任期が満了する遅くとも 90 日以上前に行われ、任期が満了前に終了する場合には遅くとも終了日から 30 日以内に行われるとされた。2009 年 9 月 17 日に下院に提出された『ロシア連邦構成主体の立法（代表）国家権力機関及び執行国家権力機関の組織の一般原則に関する連邦法』第 18 条及び第 19 条、並びに、『政党に関する連邦法』第 26-1 条の

改正連邦法（法律番号、№ 254343-5）」では、首長候補者の提案は、首長の任期が満了する遅くとも 40 日以上前に、また、任期が満了前に終了する場合には従来の 30 日以内から 10 日以内に短縮された。この短縮は、首長の選出手続はより迅速かつ明瞭であるべきだとするメドベージェフ大統領の見解を反映して行われた。（海外立法情報課・津田 憂子）

### 【ロシア】欧州人権裁判所のプロトコル批准の延期

2009 年 9 月 23 日、ロシア下院は、「人権と基本的自由の保護のための条約における監督措置に係る規定を改正したプロトコル no.14（以下、「no.14」という）の批准に関する下院決議」を採択し、no.14 の批准延期を明らかにした。現在、欧州評議会加盟国全 47 か国のうち、ロシアのみが批准を行っていない。no.14 は主として、①訴訟に係る手続を迅速化し、②ある国が欧州人権裁判所の決定を履行しない場合、欧州評議会が当該国への圧力をかける可能性を強める、また、③国内での告訴に対し、欧州人権裁判所が審査する権利を持つことを認めている。下院決議では、こうした制度上の改革を重要としながらも、それが国益を損なうものであってはならないとし、訴訟の国内審査に対する外からの干渉に反発している。ロシアが no.14 の規定を、人権問題に関する国内司法プロセスに対する欧州人権裁判所からの圧力及び干渉、つまりは、国益の侵害とみなす限り、批准の見通しは厳しいといえる。（海外立法情報課・津田 憂子）

### 【韓国】外国人労働者雇用法の改正—継続雇用の規制を緩和

韓国では 2004 年から「外国人労働者の雇用等に関する法律」の施行により雇用許可制が導入され、外国人単純労働者の受入れを開始している（同法制定の経緯や概要については、白井京「韓国の外国人労働者政策と関連法制」『外国の立法』no.231,2007.2 を参照）。導入から 5 年後の 2009 年 10 月 9 日、同法の改正法が公布された。この改正は、外国人労働者を雇用する事業者や外国人労働者の要望に基づいて行われたもので、主要な改正事項として、①外国人労働者と使用者の間に結ばれる雇用契約期間を、これまでの 1 年から、滞留期間の範囲内で自由に決められるようにする、②使用者が、雇用中の外国人労働者について期間満了前に再雇用したいと要請した場合、2 年未満の範囲で継続して雇用できるようにする、③これまで批判の大きかった外国人労働者の転職回数制限について、当人の責任ではない転職を転職回数の算定から除外し、転職する場合の外国人労働者の求職期間を 3 か月に延長するなど、外国人労働者の便益の向上を図る、といった点が挙げられる。（海外立法情報課・白井 京）

### 【中国】放射性物質の輸送の安全性確保

放射性物質の輸送及びその輸送用容器の設計、製造に関する活動を対象とし、放射性物質の輸送における安全性の確保を目的とする「放射性物質の輸送安全管理条例」が、2009 年 9 月 7 日の国务院常务会议で採択され、2010 年 1 月 1 日から施行される。放射性物質をその特性並びに人間の健康及び環境に与える危険度によって、危険度の高いものから一類、二類、三類に類別し、それぞれの取扱い等について定める。例えば、輸送用容器の設計は国の放射性物質輸送安全基準に基づかなければならないが、一類放射性物質に使用す

るものは、製造過程に入る前に、設計図、説明書、安全評価報告書及び品質保証大綱を添えて国務院に審査申請し認可を得なければならない。また、当該容器の製造業者も同じく国務院に製造許可証を申請しなければならない。なお、国務院の主管部局は環境保護部核安全及び輻射環境管理司（対外的には「国家核安全局」と称する）である。

（海外立法情報調査室・富窪 高志）

### 【中国】船舶による海洋汚染の防止及び処理条例

1993年から2008年までに中国管轄海域で発生した船舶による汚染事故件数は733件にのぼるといふ。こうした海洋汚染事故の防止を図るとともに事故発生時の対策を明確化するために、海洋環境保護法（2000年4月1日改正施行）や国際的な海洋汚染防止条約等に基づき「船舶による海洋汚染防止及び処理条例」が2009年9月9日に公布され、2010年3月1日から施行される。事故発生時の対応能力を強化するために、国務院の交通運輸部門及び沿海地区の区政を敷く地方政府は能力構築計画を策定し必要な設備、器材を整備するほか、緊急対応体制を構築しなければならない。また、例えば、流出油量が1000t以上又は経済損失額が2億元を超える「非常に重大」な事故については交通運輸部門に緊急対策指揮機構を設けるなど、流出する油量、経済的損失額等により事故の規模を4ランクに分けてその対応策を規定している。事故による補償が巨額になった場合には、船舶汚濁損害賠償保険のみでは対応が困難になるため船舶汚濁損害賠償基金の創設も規定された。

（海外立法情報調査室・富窪 高志）

### 【中国】農業機械のリコール等について規定する条例

2004年11月1日に農業機械化促進法が施行され、その後政府による農業機械購入に対する補助制度の導入などの結果、中国では農業機械の生産数が増大するとともに、農業機械による事故も増加し、2008年には8,319件、死亡者2,732名となっている（2004年から2008年の累計では58,000件、16,700名）。2009年9月7日の国務院常務会議で採択、同11月1日に施行された「農業機械の安全監督管理条例」は、こうした事態に対応しトラクターやコンバイン、脱穀機等の農業機械の生産、販売、補修及び操作等について規定するほか、農業機械の安全性に対する監督管理を強化し、事故を防止し減少させることを目的とする。生産については国が定める国家基準に基づき生産すること、生産許可証が必要とされる農業機械の生産を行う者は資格を取得すること等のほか、生産者及び販売者は農業機械の設計、製造等に関して人身及び財産に損害を与える欠陥を発見した場合には遅滞なくリコールすること等が規定された。

（海外立法情報調査室・富窪 高志）

### 【ブルネイ】2008年犯罪者登録布告を犯罪者登録法に

2009年ブルネイ法改正布告(B. L. R. O. 6/2009)により、2008年犯罪者登録布告(Order)が犯罪者登録法(Act)に改められた。2008年犯罪者登録布告は非常事態宣言下の国王による命令として発布され(憲法第83条第3項)、再度の発布は妨げられないものの2年間以上の効力は持っていなかった(憲法第83条第2項)。本布告第17条によって独立前の1956年指紋法令(enactment)は既に廃止されている。犯罪者登録法は布告と同様に2008

年 4 月 1 日を開始 (commencement) 日とし、布告から 1 か条を削除して変更を加えた全 17 か条から成る。本法は、逮捕者及び有罪を宣告された者の指紋及び掌紋、写真、詳細な情報、法医学的 DNA 分析のための身体標本の取得、並びに DNA データベースの保持を認めている (第 2、6、7、10、13 条)。また、ブルネイ・ダルサラーム国から追放 (banish)、国外追放 (expel) 又は強制退去 (deport) を命じられた者の登録についても定めている (第 3 条第 1 項 b)。

(海外立法情報課・芝原 真紀)

### 【フィリピン】不動産サービス法成立

2009 年 6 月 29 日、アロヨ大統領は、全 45 か条から成るフィリピン不動産サービス法 (R. A. 9646) に署名した。第 2 条は、不動産サービス業の役割として社会的政治的経済的發展、不動産市場の成長、経済活動への刺激、及び不動産取引からの政府収入増大による国の進歩を挙げて、その重要性を国は認めるとしている。本法は不動産サービス業務監督委員会 (第 4～11 条)、不動産販売員を除く不動産サービス業務従事者を対象とした免許試験及び登録 (第 12～24 条)、不動産サービス業務 (第 25～38 条) について定めている。本法の免許試験及び登録の対象は不動産コンサルタント、不動産鑑定者及び不動産仲介業者である (第 13 条)。免許試験の受験資格は、フィリピン国民であり、関連分野の学士保有者であることとし、特に不動産コンサルタントについては関連業務の経験年数も規定している (第 14 条)。

(海外立法情報課・芝原 真紀)

### 【フィリピン】住宅開発相互基金法成立

2009 年 7 月 21 日、アロヨ大統領は全 31 か条から成る住宅開発相互基金法 (R. A. 9679) に署名した。本法は全国規模の非課税の相互準備貯蓄システムを構築、発展、促進、統合する方針のもとに制定された (第 2 条)。同システムは被雇用者及びその他の稼得者に適した、より良い計画を動機づけ、住宅ニーズに備えるものである (同条)。基金は被雇用者による毎月の出資金及びその者らの各雇用者による同額の義務的出資金から創出される (第 7 条)。本法にいう被雇用者は基本月給に加えて義務的生活費補償を受け取っている者である (第 4 条 (b) 及び (e))。同じく雇用者は個人又は法人で、国内又は外国の、フィリピン国内又は国外において取引、事業、産業又は何らかの活動の経営を行い、その者の命令のもとにある他者のサービスを用いる何れかの者、並びに国及び地方政府、行政支部、支所、機関等を指し、国や地方政府によって所有されかつ又は管轄されている法人も含む (第 4 条 (f))。

(海外立法情報課・芝原 真紀)